

いまかね



臨時号 令和5年5月

議会だより



新たな議会の構成が決定！

この12名で4年間、町民に信頼される議会運営に努めて参りますので、よろしくお願い致します。

構成が決定！

このたび、不肖私、議員の皆様のご推挙によりまして、今金町議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄であります。

衷心より感謝申し上げる次第でございます。

私は、自ら浅学非才を顧みまして、議長の職責の重さを一層痛感しておりますが、ここに皆様よりご推挙されましたうへは、今金町に暮らす全ての人たちの町民福祉が向上し、安心して楽しく生活できる豊かなまちづくりの実現に、誠心誠意努力する覚悟でございます。

なお、議会運営につきましては、議会基本条例を遵守するとともに、不偏不党・公正無私の立場を堅持いたしますことを、ここにお誓い申し上げますとともに、私を始め議員一丸となって、議員自らの綱紀の粛正に努め、町民に信頼される議会運営をいたす所存でありますので、なにとぞ議員の皆様のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすようなことは、もとより避けなければなりません、同時に、安易な妥協をすることがあってはならないと存じます。

町政発展の上に立って、相携えて、町民の信託にこたえなければならぬと考えておりますので、ご協力の程よろしくようお願い申し上げまして、就任のご挨拶といたします。



今金町議会議長
芳賀 芳夫
議席12番



矢内 義則 議員
議席3番



岸 雅子 議員
議席2番



苧屋 泰裕 議員
議席1番



副議長日置 紳一
議席11番



村上 忠弘 議員
議席7番



岸 徹也 議員
議席6番



内ヶ島 祐一 議員
議席5番



上村 忠 議員
議席4番

新たな議会の

5月10日に新たな議員による初議会（第2回臨時会）が開催されそれぞれ選出されました。



村 瀬 廣 議員
議席10番



向 井 孝 一 議員
議席9番



川 上 絹 子 議員
議席8番

委 員	委 員	委 員	副 委 員 長	委 員 長	委 員 長	広報発行特別委員会										委 員	委 員	委 員	委 員	委 員	委 員	委 員	委 員	委 員	副 委 員 長	委 員 長	副 議 長	議 長
矢 内 義 則	村 上 忠 弘	向 井 孝 一	岸 上 雅 子	上 村 忠												菊 屋 泰 裕	岸 雅 子	矢 内 義 則	上 村 忠	内 ヶ 島 祐 一	日 置 紳 一	川 上 絹 子	向 井 孝 一	村 瀬 徹 也	岸 上 忠 弘	日 置 紳 一	芳 賀 芳 夫	

議 員	議会選出監査委員				議 員	議 員	議 員	北部松山衛生センター 組合議会議員				議 員	議 員	檜山広域行政組合議会議員				委 員	委 員	委 員	副 委 員 長	委 員 長	議会運営委員会	
川 上 絹 子					菊 屋 泰 裕	内 ヶ 島 祐 一	岸 上 徹 也					矢 内 義 則	上 村 忠					岸 上 徹 也	村 上 忠 弘	村 瀬 徹 也	上 村 忠 弘	向 井 孝 一		

【議会事務局からのお願い】

議長、副議長、常任委員長宛の案内等の文書については、お手数でも議会事務局（役場2階）まで直接お届けいただくか郵送にてお願いします。

公職選挙法に基づき次のことが禁止されています。

町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- 政治家（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。**

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

 - 政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
 - 政治家本人が自ら出席する葬儀や通夜における香典

（①・②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。）
なお政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。
※ 政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。
- 有権者が、政治家に対して寄附を求めると処罰されます。**

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることは禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で寄附の勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。
- 政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。**

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています。
- 後援会が、花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。**

後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかんを問わず処罰されます。

議会を傍聴しませんか？

（定例会と常任委員会を原則公開しています。）

「議場」で傍聴される方は

入口備え付けの受付票に住所、氏名、年齢を記入し、受付箱に投函後、傍聴して下さい。

「Youtube」で、ライブ中継をご覧になる方は

今金町ホームページの「今金町議会」を選択「議会メニュー」の「議会中継」からお入り下さい。

「過去の議会中継」をご覧になる方は

「Youtube」で「今金町議会」と検索。もしくは、DVD（保存4年間分）を貸出してありますので、議会事務局に申し込み下さい。

※令和5年第2回定例会は6月に開催予定です。

近くなりましたら、ホームページや新聞折り込みで、日程等をお知らせします。

編集後記

今回の臨時会にて、新たに広報発行特別委員5名が決まり、広報発行を担当する事となりました。皆様にはできるだけ議会の事を分かりやすく伝える紙面作りを努めたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

広報発行特別委員会
委員長 上村 忠
副委員長 岸 雅子
委員 向井 孝一
委員 村上 忠弘
委員 矢内 義則